## 1. 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の記載例について

下記の記載例を参考に 部分を記入して。			
---------------------	--	--	--

記載例

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

ひたちなか市長 殿

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者を下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、ひたちなか市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を下記のとおり申告します。

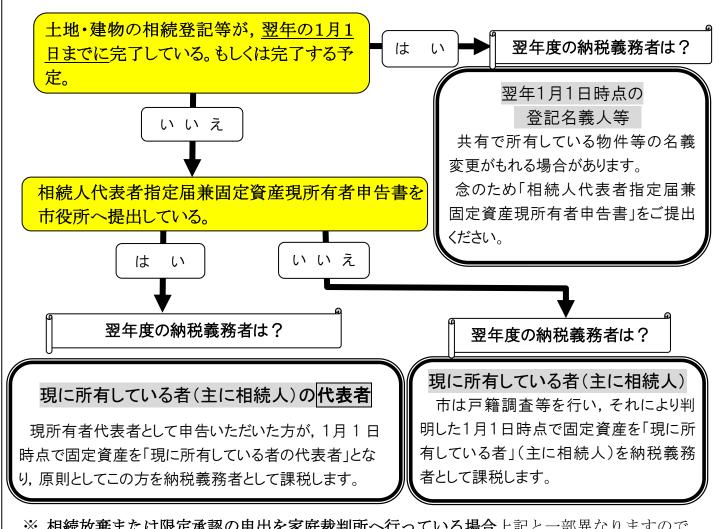
F /\		- 4r la		-				
区分		新規 <del></del>	□変更					
相続人代表者兼 現所有者代表者 (届出人)	住 所	ひたちなか市東石川2丁目 10番1号						
	個人番号	00000000000						
	生年月日	昭和○○年△△月□□日	しとの続柄	長 男				
	フリガナ	イバラキ タロウ		電	話 番 号			
	氏 名	茨城 太郎		029-273-	0111			
被相続人 (死亡者)	住 所	ひたちなか市東石川2丁目 10番1号						
	氏 名	茨城 一郎		死亡	, , , ,			
		77-18 PF		令和□□年△△月○○日				
相続人兼 現所有者 (代表者以外)	住所	ひたちなか市東石川2丁目 10番1号						
	個人番号		被相続力	との続柄	妻			
	フリガナ	イバラキ ハナコ	生年月日 昭和		□□年□月□日			
	氏名	茨城 花子	電話番号	02	9-273-0111			
	住所	ひたちなか市東石川2丁目 10番1号						
	個人番号		被相続力	しとの続柄	次男			
	フリガナ	イバラキ ジロウ	生年月日	昭和	□△年△月△日			
	氏名	茨城 次郎	電話番号	02	9-273-0111			

## 2. 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書について

被相続人に関する<u>固定資産税・都市計画税に関する書類(納税通知書等)を代表して受領する方を指定・申告するための届出です。相続手続き(相続登記等の名義変更)自体を行うためのものではありません。</u>

◎現所有者の方は、自身が現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、市に固定資産 現所有者申告書を提出する必要があります。

## 3. 被相続人がお亡くなりになった翌年度以降の固定資産税・都市計画税について



- ※ <u>相続放棄</u>または<u>限定承認</u>の申出を家庭裁判所へ行っている場合上記と一部異なりますので、 市資産税課まで至急ご連絡ください。
- ※ <u>遺産分割協議等が完了している場合</u>, 速やかに相続手続きを行なってください。 (登記物件は法務局, 未登記物件は市資産税課での手続きになります。)

## 4. 現に所有している者(主に相続人)への課税について

固定資産の登記名義人等がお亡くなりになり、相続が発生してから相続登記等が完了するまでの間、主に相続人がその固定資産の現所有者となります。(お亡くなりになった翌年以降の1月1日時点での現所者のことを現に所有している者といい、この方が納税義務者となります)現所有者が複数ある場合には、その固定資産は全ての現所有者の共有資産となります。

上記のとおり、原則として上記申告書の提出があった場合は申告された代表者の方のみに 課税しますが、提出が無ければ戸籍調査等を行って現所有者を明らかにし、判明した現所有 者(一部またはすべて)に課税しますので、いずれの場合であっても課税は行うこととなり ます。

共有資産にかかる固定資産税については、各共有者が連帯して納付する義務を負います。 (地方税法第10条の2) これは、各共有者が課税額全額に対して等しく納付する義務を負 うものであり、共有持分による分割した課税ではありません。なお、実際に納付する義務を 負うのは、納税通知書の送達により課税をされた共有者のみとなります。